

施設利用約款

第1条（約款の適用）

ブリストルヒルゴルフクラブ（以下「クラブ」といいます。）のゴルフ、スイミング、フィットネス及びテニスのための諸施設（以下「当施設」といいます。）を利用される方（クラブの会員であると非会員であることを問いません。）（以下「利用者」といいます。）は、この約款（以下「本約款」といいます。）に従って当施設をご利用いただきます。

第2条（約款に対する同意）

当施設でゴルフをプレーする方、ゴルフプレーに同伴する方及びスイミング、フィットネス若しくはテニスの施設を利用する方は、利用当日フロントで所定の用紙に記名する際又は事前に予約申込を行う際に、本約款に同意する手続きをしていただきます。また、クラブの会員は利用当日の記名手続を省略することが認められますが、本約款を理解し承諾したうえで施設を利用することとします。

第3条（ゴルフ及びテニスプレー利用者の申込）

ゴルフ及びテニスプレーの申込は、利用希望日の3ヶ月前からに限りです。氏名、連絡先、予約日及びスタート希望時刻（ゴルフ）、希望プレー時間帯（テニス）等を明示して申込んで下さい。予約可能なプレー枠に関してはクラブの方針に従っていただきます。

第4条（利用の拒絶）

次の場合には当施設の利用をお断りします。

1. ゴルフプレーにおいて、スタート時刻に余裕がないとき。
2. 天災その他やむを得ない事情により当施設をクローズするとき。
3. 利用者が公の秩序又は善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
4. その他の理由により、当施設を利用することが好ましくないとき。

第5条（暴力団員等の入場、施設利用の拒否）

いわゆる暴力団と称される組織又は暴力団の構成員と認められる者、その関係者であると推察される態度の者及び刺青・タトゥーをしている者（以下「暴力団員等」といいます。）の当施設への入場及び当施設の利用を、固くお断りいたします。当施設の利用に係る予約後に暴力団員等であることを認知したときは当該予約を無効とし、当施設の利用開始後認知したときは直ちに退場していただきます。

第 6 条（休業日、開場時間）

当施設の休業日と開場時間は、別途クラブが定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

第 7 条（利用継続の拒絶）

次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 当施設に対して好ましくない行為があったとき。
2. 公の秩序又は善良の風俗に反する行為があったとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により当施設の利用ができないとき。
4. その他本約款上の利用上の義務に違反したとき。
5. クラブが定めるマナー基準に違反したとき。

第 8 条（金銭その他貴重品）

金銭その他貴重品については、フロントにお預け下さい。預り証を紛失した場合は、本人確認をさせていただきます。また、館内に設置してあるフリーボックスに関しては、利用者各自の責任において利用させていただきます。フロントにお預けいただいていない貴重品やフリーボックスに保管した物品について、万一盗難等による被害が発生した場合でも、クラブ、クラブを経営する会社及び当該会社が当施設の運営を委託した運営会社（以下あわせて「当クラブ」といいます。）は一切責任を負いません。

第 9 条（ロッカー）

館内に設置してあるロッカーは、キーロック式になっておりますが、盗難についての責任を当クラブは負いかねます。ロッカー内に保管する品物については利用者の責任において管理して下さい。また、ロッカーキーを紛失・破損した場合はカギの交換費用として金 30,000 円也を頂きます。

第 10 条（携帯品、自動車、小口輸送品等）

携帯品や駐車場に駐車された自動車については、当クラブは一切の責任を負いません。また、当施設に送られて来るゴルフ道具、バッグ、その他用品、賞品等についても同様とします。

第 11 条（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

当施設の利用については危険を伴う場合がありますので、十分に危険回避にご留意下さい。また、利用者はエチケット・マナーを守り、ゴルフプレーにおけるスロープレー等他の利用者に迷惑にならないように注意して下さい。後続組の進行に負担をかける可能性がある場合、クラブに対して事前に申し出てください。後続組が同一ホール内に接近した場合、後続組がスムーズなラウンドができるようにプレーを中断し後続組を通過させていただ

きます。利用者の当施設の利用の際に当クラブの従業員が補助を行ったとしても、当施設の利用については利用者の自己の責任で行っていただくものであり、当クラブは一切責任を負いません。

第 12 条（雷鳴があった時の処置）

ゴルフ、テニス、スイミング等、屋外に所在する当施設の利用に際して雷鳴があった場合には、当クラブの従業員からの案内の如何に拘わらず、直ちに利用を中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。当クラブの従業員から利用中止の案内があった場合はいかなる時も直ちに利用を中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。また、再開の案内があるまでは絶対に利用を再開しないで下さい。

第 13 条（乗用カートの使用）

乗用カートは普通自動車免許取得者のみに限り運転していただきます。乗用カートは、使用に際して乗車定員、乗車場所、乗車方法等を守り、同伴者の安全を確認したうえで慎重に使用して下さい。乗用カート使用時に発生したいかなる事故についても当クラブは一切の責任を負いません。その他、乗用カートに関しては乗用カート利用約款に従っていただきます。

第 14 条（火気使用の禁止）

ゴルフコース内やクラブハウス内その他全ての施設内において、火気使用を厳禁します。たばこや葉巻を吸う場合は所定の場所で慎重に火気を管理して下さい。吸殻やマッチは必ずよく消して灰皿に入れ、消し残しから引火することがないように、十分ご注意下さい。灰皿以外の場所に捨てた場合は清掃費用として金 1, 0 0 0 円也を頂きます。

第 15 条（利用者同士の事故等による損害賠償責任）

利用者が本約款に基づく利用上の義務に違反し第三者に損害等を与えた場合はもちろん、当該違反なく第三者に損害等を与えた場合も当クラブは当該損害等について一切の責任を負いません。また、他の利用者より損害等の被害を受けた場合も、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

第 16 条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意又は過失に拘わらず、利用者が当クラブの施設又は備品に損害を与えた場合は、当該損害を賠償していただきます。

第 17 条（施設内への持込品）

施設内に次のものを持ち込むことは、お断りします。

1. 銃砲刀剣類
2. 動物（ペット類）
3. 発火又は爆発の恐れがあるもの
4. 著しく悪臭を放つもの
5. 騒音を発するもの

第 18 条（行為の禁止）

施設内での次の行為は、禁止します。

1. 利用者以外のゴルフコース内立入り（フロントで記名をし、同伴者として当クラブが許可する場合及びその他特に当クラブが許可する場合は除きます。）
2. とばく、その他風紀をみだす行為
3. 物品販売、宣伝広告等の行為
4. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
5. その他当クラブが禁止を相当と判断した行為
6. 無許可の写真、動画撮影、録音等

第 19 条（自己都合によりゴルフプレーを中止したときの料金）

ゴルフプレーにおいて、理由の如何を問わず、9 ホールごとに最初のホールのティショットを打ち終えた後のプレー中止については、別途定める料金の全額をお支払い願います。

第 20 条（ゴルフプレーにおけるティグラウンドにおける素振り）

ゴルフプレーにおける素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないで下さい。
当施設の利用者はみだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

第 21 条（ゴルフプレーにおける自己の打球の確認）

ゴルフプレーにおいて、前の組がプレー中の場合、当クラブのプレー補助スタッフのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して打球し、先行組に打ち込まないようにして下さい。

万一、打ち込みがあった場合は、プレー補助スタッフのアドバイス如何に拘わらず、当クラブは一切責任を負いません。

第 22 条（ゴルフプレーにおけるフォアキャディの合図）

ゴルフプレーにおいて、プレー補助スタッフ（フォアキャディ）の合図は、先行組が通常第 2 打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断し

て打球して下さい。万一、打ち込みがあった場合は、フォアキャディの合図に拘わらず、当クラブは一切責任を負いません。

第 23 条（ゴルフプレーにおいて打者の前方に出ないこと）

ゴルフプレーにおいて、同伴利用者は、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 24 条（ゴルフプレーにおける隣接ホール等への打込み）

ゴルフプレーにおける隣接ホールや住宅等への打込みは特に危険ですから、利用者は自己の飛距離、及び飛球方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールや住宅等に打ち込んだ場合には、その場に他の者が存在することを仮定して大きな声で合図をして下さい。

合図の如何に拘わらず、万一打ち込みによるトラブルや事故が発生した場合、当クラブは一切責任を負いません。

第 25 条（ゴルフプレーにおける退避、退避場所）

ゴルフプレーにおいて、後続組に打球させるときは、利用者は自己の責任と判断に基づき、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 26 条（ゴルフプレーにおけるホールアウト後の退去）

ゴルフプレーにおいて、ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第 27 条（ゴルフプレーにおけるプレー終了後のクラブの確認）

利用者がゴルフプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。当クラブの従業員による関与の有無に係らず、クラブの不足、疵瑕等について当クラブは責任を負いません。また、プレー中のクラブの不足、瑕疵等一切の責任は負いません。

第 28 条

クラブの運営状況の変更により本約款を改定する場合がありますので、予めご承知置き下さい。

附則 この施設利用約款は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

乗用カート利用約款

第 1 条 (目的)

この約款（以下「本約款」といいます。）は当クラブ（ブリストルヒルゴルフクラブ施設利用約款の定義によります。以下同様です。）が保有する乗用カート（以下「ハウスカート」といいます。）及び会員所有の乗用カート（以下「オーナーズカート」といい、ハウスカートとあわせて以下「カート」といいます。）の利用に関する基準を定め、当施設（ブリストルヒルゴルフクラブ施設利用約款の定義によります。以下同様です。）の利用者、隣接するブリストルヒルレジデンスの住民及び来訪者並びに当クラブの従業員の安全並びに当施設の保全を図り、かつ、当施設利用の充実を期することを目的とします。

第 2 条 (本約款の遵守義務)

カートの運転者（以下「運転者」といいます。）及びカートの同乗者（以下「同乗者」といい、運転者とあわせて「カート利用者」といいます。）は、カートの利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第 3 条 (利用契約の成立)

ハウスカート利用の申込はゴルフプレー申込時又は当施設利用申込時に同時に行ってください。

利用者全員がハウスカート利用申込を終えた後、当クラブの従業員がハウスカートを提供した場合、当クラブがその利用を承諾したものとします。

第 4 条 (運転等の制限)

1. カート利用者は係員の指示に従ってください。
2. カートは当クラブが定めたエリア内であれば、ゴルフコース内を走行することができます。但し、天候その他の状況により、ゴルフコース内を走行できない場合があります。その場合はカート専用道路を走行して下さい。

第 5 条 (運転者の資格)

1. 運転者は、普通自動車免許を有する方に限ります。
2. 以下の方は運転者になることができません。
 1. 普通自動車免許に条件が付いている場合に、当該条件を充たしていない方
 2. アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方
 3. 免許停止、取消等により有効な普通自動車免許を所持していない方

第 6 条 (運転責任者)

1. 運転者は当該カートの運転責任者となります。

2. 運転責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. 運転者を交替する場合（但し、普通自動車免許証を持つ者同士の間である場合に限りです。）は、運転責任者の変更となることを認識して、カート利用者間の協議及び責任において、これを行って下さい。

第7条（安全運転義務）

運転者はカート運行に際し、カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、他のオーナーズカート若しくはハウスカートに対する損傷又は施設に対する損害を及ぼさないような速度と方法により、カートを運転して下さい。

第8条（運転中の注意）

1. 運転者はカート運行に際し、次の事項を遵守して下さい。
 1. 走行の開始の際の注意
 1. カートの運転の開始は、当クラブの従業員の指示に従って下さい。
 2. 運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他装置が正常に作動することを確認して下さい。
 3. 発進は必ず同乗者が着席したことを確認のうえで行って下さい。
 4. カートの周辺に人がいないことを確認してから発進して下さい。
 2. 走行の際の注意
 1. カートの走行に関し、走行方法、走行速度、走行禁止、駐車場所等の標識があるときはこれに従って下さい。
 2. 激しい起伏のある場所、急な上下勾配がある場所、その他走行に危険が予知されるような場所での走行は禁止します。
 3. 打者の前方にカートを停車しないで下さい。
 4. ゴルフコース内における調整池周辺及びバンカー周辺並びに起伏のある場所、上下勾配のある場所、屈折した場所及び付近に転落等の危険を伴うと思われる場所を走行する場合には、予め減速して低速で走行し、かつ、必要に応じて、同乗者に声をかけるなどの注意をして下さい。
 5. ゴルフコース内への出入りの際は、ゴルフコース保護のためできるだけ直角をお願いします。
 6. ゴルフコース内外には、カート専用道路以外の公道や歩道があり、カート専用道路と公道及び歩道が垂直に交差する場所もあります。そのような場所を走行する際は自動車、歩行者、自転車等に十分に注意して走行して下さい。
 7. 住宅地の間のカート専用道路を走行する場合は、歩行者、自転車及びそれらのカート専用道路への飛出しに十分に注意して走行して下さい。
 3. 駐停車等の注意事項
 1. カートは、斜面その他不安定な場所、又は打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
 2. カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキング・ブレーキ）を確実にかけて下さい。
 3. ゴルフコース内ではゴルフコース保護のため急停車はしないで下さい。

4. カート利用を終了する場合（ハーフ休憩も含まれます。）には、必ず、当クラブの従業員の指示に従い駐車して下さい。
4. 運転者はカートの運転に関し、公道、歩行者専用道路、カート専用道路及び管理道路を道路交通法上の道路又はこれに準ずるものと認識し、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠して、これを行って下さい。
5. 雷その他自然現象により危険を感じた場合は、カートの運行を中断し、最寄の東屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

第 9 条（同乗者等の注意）

同乗者は、カート利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

1. カートの走行装置（電源、駆動装置、ハンドル、停止装置、駐車装置等）には、手を触れないで下さい。
2. カートの走行中は、必ずカートの把手部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まって下さい。
3. カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないように留意下さい。
4. カートへの乗車の際は、カートの定員を守って下さい。

第 10 条（利用の中止等）

カート利用者に次の事由がある場合には、当該カート利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは当施設の利用を中止していただくことがあります。

1. 運転者に運転の資格がないことが判明したとき。
2. カート利用者に、本約款、ブリストルヒルゴルフクラブ施設利用約款、その他規則に反する行為があったとき。

第 11 条（事故の場合の連絡）

利用者はゴルフプレー中の事故が発生した場合、カート事故が発生した場合又はカートが故障した場合は、プレー及びカートの運転を中止し、直ちにマスター室にその旨を速やかに連絡しなければなりません。

第 12 条（事故の場合の責任等）

1. 運転者がカート運転に関し、故意若しくは過失により人身に危害を及ぼし又は当クラブの施設（カート、その他の当施設内の物品を含みます。）に損害を及ぼす事故を起こした場合には、当該事故により生じた被害者又は当クラブの損害を、賠償していただきます。
2. 同乗者の故意又は過失により、同様の事故を生じた場合には、当該事故の態様に応じて、同乗者にも、運転者と連帯して、あるいは単独にて、当該事故により生じた被害者又は当クラブの損害を賠償していただきます。

3. 同乗者が当該事故の被害者となった場合において、同乗者に本約款に規定する義務に違反する行為があった場合には、事故の様態に応じて、運転者に対する損害賠償請求の全部又は一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当クラブは、カートに関連する事故による人的及び物的損害について一切その責任を負いません。

附則 この乗用カート利用約款は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。